平成２２年（フ）第８号
北海道檜山郡上ノ国町字北村13番地の７
債務者　坂本　　梢
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
函館地方裁判所江差支部
平成２２年（フ）第１２号
山形県鶴岡市櫟字早稲田70番地
債務者　坂本　純也
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
山形地方裁判所鶴岡支部
平成２２年（フ）第４３号
福島県会津若松市山見町209番地　半沢コーポラス１－Ｂ、前住所福島県会津若松市花春町７番60号
債務者　松崎　昌仁
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係
平成２１年（フ）第８９１号
神奈川県小田原市小竹586番地の25
債務者　荒井　紀一
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２１年（フ）第８９２号
神奈川県小田原市小竹586番地の25
債務者　荒井　和子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２２年（フ）第８５号
神奈川県足柄下郡湯河原町城堀75番地の１
債務者　内藤　小織
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２２年（フ）第９５号
神奈川県厚木市温水西１丁目１番25号　コーポジェス１－Ｄ
債務者　田中　大介
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２２年（フ）第１００号
神奈川県足柄上郡大井町西大井100番地
債務者　小川　理奈
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２２年（フ）第１０２号
神奈川県秦野市室町８番34号
債務者　柏木　裕子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２２年（フ）第１６号
岐阜県大垣市笠縫町１番地１　ワールドビル308
債務者　高竿ゆかり（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係
平成２２年（フ）第１８号
岐阜県大垣市木戸町390番地２　レジデンスサトウ101号
債務者　後藤　恒子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係
平成２２年（フ）第２２号
岐阜県海津市海津町福江269番地　クリスタル海津Ⅱ303号
債務者　伊藤真由美
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係
平成２２年（フ）第５号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字犬堀94番地
債務者　中村　直美
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部
平成２２年（フ）第２８号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字中屋敷93番地１棟206号
債務者　小林　香織
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部
平成２２年（フ）第７４号
愛知県一宮市下川田町４丁目３番地　アネックス一宮Ⅲ205号
債務者　香川　澄人
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部
平成２２年（フ）第１１２号
京都市山科区大宅古海道町23番地12
債務者　小蔵　真幸
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２２年（フ）第３２号
香川県高松市伏石町1307番地７スカイハイツ102号
債務者　坂上麻理子（旧姓中井）
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後２時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
高松地方裁判所破産・再生係